

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 1 年 度 (2 0 0 9 年 度)

豊 中 市

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成二十一年度（二〇〇九年度）豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成22年度で22年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成21年度は、行政文書開示制度では、335件（うち、68件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、62件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成21年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成22年（2010年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	29
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	30
(3) 部局別開示等請求件数	31
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	32
(5) 自己情報開示等請求	33
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	39
(2) 審査会の答申	40
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	49
(2) 利用内容と利用者の内訳	50
(3) 保有資料の複写状況	50
(4) 有料頒布資料の販売状況	51
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	53
(6) 配架されている主な資料	54
V. 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	55
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	59
(2) 運営委員会の開催状況	60
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	64
(4) 審査会の開催状況	65

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	71
(2) 豊中市個人情報保護条例	77
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	91
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	92
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	94

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		20年度まで	21年度	合 計
請求件数		8,697件(247)	335件(68)	9,032件(315)
請求者数		1,069人(126)	121人(33)	1,190人(159)
処 理 状 況	全部開示	2,051件(66)	128件(21)	2,179件(87)
	部分開示	3,750件(115)	155件(33)	3,905件(148)
	不開示	220件(13)	2件(0)	222件(13)
	不開示 (文書不存在)	194件(9)	39件(10)	233件(19)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2,481件(44)	9件(4)	2,490件(48)
	却下	1件(-)	2件(-)	3件(-)
開 示 率		96.3%(93.3%)	99.3%(100%)	96.5%(94.8%)
不服申立て件数		97件	0件	97件

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

- 平成21年度の行政文書の開示請求は、延べ88人から267件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示107件、部分開示122件、不開示2件、文書不存在による不開示29件、取下げが5件でした。また、開示請求権者以外の人からの開示請求及び市政情報コーナーで市民の閲覧に供している文書の開示請求を却下しました。
 請求の主なものは、ごみ収集運搬業務委託契約に関する文書39件、特殊車両通行許可に関する文書37件、開発行為等に関する文書32件でした。
 なお、「豊中市電子申込サービス」の一環として行っていた電子申請は、ありませんでした。(電子申請による行政文書開示請求は、平成22年度から一時中止しています。)

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を延べ33人から68件受けました。その処理状況は、全部開示21件、部分開示33件、文書不存在による不開示10件、取下げ4件でした。

制度化以来の通算では、延べ1,190人から9,032件の行政文書について請求があり（行政文書の任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示2,179件、部分開示3,905件、不開示222件、文書不存在による不開示233件、取下げ2,490件、却下3件となっています。

開示率（※）は、平成21年度は99.3%、制度化以来では96.5%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請 求 件 数	小 計
1	市 長 (9部局)	行財政再建対策室	-	4 (0)	294
		総 務 部 (5課)	広 報 広 聴 課	1 (0)	
			情 報 公 開 課	33 (0)	
			人 材 育 成 室 人 事 課	3 (0)	
			契 約 検 査 室	2 (1)	
			財 産 管 理 課	14 (0)	
		政 策 企 画 部	コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 室	7 (7)	
			環 境 部 (3課)	環 境 政 策 室	
		廃 棄 物 対 策 室 減 量 推 進 課		6 (3)	
		廃 棄 物 対 策 室 環 境 業 務 課		33 (23)	
		財 務 部 (3課)	税 務 室 固 定 資 産 税 課	2 (2)	
			税 務 室 納 税 管 理 課	3 (1)	
			債 権 管 理 室	1 (0)	
		健 康 福 祉 部 (3課)	地 域 福 祉 課	9 (1)	
			福 祉 事 務 所 障 害 福 祉 課	2 (2)	
			福 祉 事 務 所 高 齢 介 護 課	4 (0)	
		こ だ も 未 来 部	保 育 課	12 (0)	
		ま ち づ くり 推 進 部 (6課)	市 街 地 整 備 室	5 (0)	
			空 港 室	11 (0)	
			建 築 課	1 (0)	
			土 地 利 用 調 整 室 開 発 審 査 課	34 (4)	
土 地 利 用 調 整 室 建 築 審 査 課	1 (0)				
中 高 層 建 築 調 整 室	15 (10)				
土 木 部 (2課)	道 路 建 設 課	4 (1)			
	道 路 管 理 課	75 (1)			
2	上下水道事業管理者 (2部局)	上下水道局経営部 (3課)	総 務 課	2 (0)	19
			お 客 さ ま セ ン タ ー 窓 口 課	6 (0)	
			お 客 さ ま セ ン タ ー 給 排 水 課	7 (0)	
		上下水道局技術部	下 水 道 室 下 水 道 管 理 課	4 (3)	
3	教 育 委 員 会 (4室)	教 育 総 務 室 (2課)	総 務 課	8 (0)	22
			教 育 施 設 課	2 (2)	
		企 画 政 策 室	-	7 (0)	
		学 校 教 育 室 (2課)	義 務 教 育 課	3 (0)	
			保 健 体 育 課	1 (0)	
		生 涯 学 習 推 進 室	ス ポ ー ツ 振 興 課	1 (1)	
3 実施機関		1 5 部局	3 5 課	335 (68)	335

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成20年度まで	平成21年度	合 計
請 求 件 数	8,697 (247)	335 (68)	9,032 (315)
不開示又は部分開示件数	3,970 (128)	157 (33)	4,127 (161)

内訳

個 人 情 報	2,604 (78)	124 (22)	2,728 (100)
法 人 等 情 報	2,621 (54)	111 (27)	2,732 (81)
審議検討等情報	76 (16)	3 (0)	79 (16)
事務事業情報	1,000 (24)	16 (10)	1,016 (34)
任意提供情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
公共安全等情報	225 (2)	1 (0)	226 (2)
法令秘等情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成21年度は335件(取下げ9件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(2件)又は部分開示(155件)の決定が行われたものが、157件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの124件(79.0%)、法人等情報(第2号)111件(70.7%)、審議検討等情報(第3号)3件(1.9%)、事務事業情報(第4号)16件(10.2%)、公共安全等情報(第6号)1件(0.6%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては予定価格や設計金額等の入札事務に関する部分でした。

制度化以来の通算では9,032件(取下げ等2,490件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(222件)又は部分開示(3,905件)の決定が行われたものは4,127件ありました。このうち、個人情報に該当するもの2,728件(66.1%)、法人等情報2,732件(66.2%)、審議検討等情報79件(1.9%)、事務事業情報1,016件(24.6%)、任意提供情報4件(0.1%)、公共安全等情報226件(5.5%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.1%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成20年度まで	平成21年度	合 計
市内に住所を有する者	7,633	248	7,881
事務所等を有するもの	299	6	305
在 勤 者	489	9	498
在 学 者	8	0	8
納 税 義 務 者	7	3	10
利 害 関 係 者	14	1	15
任 意 申 出 者	247	68	315
合 計	8,697	335	9,032

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成21年度の開示請求者の内訳は、335件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求248件(74.0%)、事務所等を有するもの(団体・個人)からの請求が6件(1.8%)、在勤者からの請求が9件(2.7%)、納税義務者からの請求が3件(0.9%)、利害関係者からの請求が1件(※)(0.3%)でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が68件(20.3%)ありました。

制度化以来の通算では9,032件の請求のうち、7,881件(87.2%)が市内に住所を有する者、305件(3.4%)が事務所等を有するもの、498件(5.5%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件(0.1%)が市内の学校に在学している者、10件(0.1%)が納税義務者、15件(0.2%)が利害関係者、315件(3.5%)が任意申出者からの請求となっています。

※ 利害関係者として開示請求があった1件は、具体的な利害関係が示されなかったため、開示請求権者とは認めず、却下しました。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成20年度まで	平成21年度	合 計
閲 覧 の み	1,209 (4)	8 (0)	1,217 (4)
閲覧と写し等の交付	4,058 (67)	169 (16)	4,227 (83)
写し等の交付のみ	502 (99)	106 (38)	608 (137)
聴取又は視聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未 実 施	32 (11)	0 (0)	32 (11)
合 計	5,801 (181)	283 (54)	6,084 (235)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成21年度は、閲覧のみが8件(2.8%)、閲覧と写し等の交付が169件(59.7%)、写し等の交付のみが106件(37.5%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,217件(20.0%)、閲覧と写し等の交付が4,227件(69.5%)、写し等の交付のみが608件(10.0%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが32件となっています。

(6)行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1 ~ 3	平成21年4月1日	平成18~20年度道路占用許可申請受付簿(一般給水引込み管)	市民	土木部 道路管理課	平成21年4月14日	部分開示	第1号	平成21年4月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
4 ・ 5	平成21年4月3日	市道長興寺大溝線の既設水路頂版の構造検討計算書(その1、その2)	市民	土木部 道路管理課	平成21年4月14日	全部開示	-	平成21年4月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
6	平成21年4月7日	標識設置届出書 平成21年3月1日~平成21年4月6日 受付分	任意申出者	まちづくり 推進高 建築調整 課	平成21年4月15日	部分開示	第1号、第2号	平成21年5月14日	写し等の 交付	-	
7	平成21年4月10日	豊中市少路南土地区画整理事業 事業計画書	市民	まちづくり 推進地 整備室	平成21年4月13日	全部開示	-	平成21年4月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
8	平成21年4月13日	信託財産目録	市民	まちづくり 推進港 空	平成21年4月24日	全部開示	-	平成21年4月27日	写し等の 交付	-	
9 ~ 11	平成21年4月13日	平成17~19年度大阪国際空港周辺地域の移転跡地利用 計画の策定調査 中間報告書	市民	まちづくり 推進港 空	平成21年4月24日	全部開示	-	平成21年4月27日	写し等の 交付	-	
12 ・ 13	平成21年4月13日	空港周辺地域における移転跡地の有効活用について(ア ンケート調査)	市民	まちづくり 推進港 空	平成21年4月24日	部分開示	第1号	平成21年4月27日	写し等の 交付	-	
14	平成21年4月13日	地域再生計画「まちづくり」と「産業再生」計画 第1回検討 会議議事録について	市民	まちづくり 推進港 空	平成21年4月24日	全部開示	-	平成21年4月27日	写し等の 交付	-	
15 ・ 16	平成21年4月13日	地域再生計画「まちづくり」と「産業再生」計画 第2回・第3 回検討会議議事録について	市民	まちづくり 推進港 空	平成21年4月24日	部分開示	第1号、第3号	平成21年4月27日	写し等の 交付	-	
17	平成21年4月13日	平成21年度組織・機構改革に係る改正案提出について	事業者 (団体)	行政再 建対 策室	平成21年4月14日	全部開示	-	平成21年4月17日	写し等の 交付	-	
18 ・ 19	平成21年4月13日	平成21年度組織・機構改革について	事業者 (団体)	行政再 建対 策室	平成21年4月14日	全部開示	-	平成21年4月17日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
20	平成21年4月13日	平成21年度組織・機構の一部改正について	事業者 (団体)	行政 再建 対策 室	平成21年4月14日	全部開示	-	平成21年4月17日	写し等の 交付	-	
21	平成21年4月13日	平成21年度組織・機構改革について	事業者 (団体)	財務 管理 室	平成21年4月14日	全部開示	-	平成21年4月17日	写し等の 交付	-	
22	平成21年4月17日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪市	市民	土道 管理 課	平成21年4月20日	部分開示	第1号、第2号	平成21年4月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
23	平成21年4月20日	市道長興寺大溝線の床版(プレキャスト及び現場打ち)設 計計算書並びに現場打ち床版(1号床版工・2号床版工)の 構造図	市民	土道 管理 課	平成21年4月23日	全部開示	-	平成21年4月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
24	平成21年4月20日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まち づくり 推進 利 発 審 査 課	平成21年4月27日	全部開示	-	平成21年4月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
25	平成21年4月20日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まち づくり 推進 利 発 審 査 課	平成21年4月27日	部分開示	第1号、第2号	平成21年4月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
26	平成21年4月21日	諮問書の受理について	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
27	平成21年4月21日	弁明書の提出について	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	部分開示	第1号	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
28	平成21年4月21日	弁明書の受理並びに同書の送付及び反論書の提出につ いて	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
29	平成21年4月21日	審査会提出資料閲覧等請求書の受理について	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
30	平成21年4月21日	審査会手続に係る申立書について	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
31 ・ 32	平成21年4月21日	反論書の提出期限の変更について	市民	総情 報 公 開 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
33	平成21年4月21日	反論書の受理並びに同書の送付及び再弁明書の提出について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
34	平成21年4月21日	再弁明書の受理並びに同書の送付及び再反論書の提出について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
35	平成21年4月21日	意見書の受理について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
36	平成21年4月21日	審査会提出資料閲覧等請求書の受理について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
37	平成21年4月21日	審査会手続に係る質問書について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
38	平成21年4月21日	再反論書の受理及び同書の送付について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
39	平成21年4月21日	意見書の受理について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
40	平成21年4月21日	口頭説明及び口頭による意見陳述の実施について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
41	平成21年4月21日	審査会提出資料閲覧等請求書の受理について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
42	平成21年4月21日	審査会手続に係る申立書について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
43	平成21年4月21日	平成21年度第1回豊中市情報公開・個人情報保護審査会の開催について	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
44	平成21年4月21日	口頭説明実施に係る関係職員の出席報告について(供覧)	市民	総務部 情報公開課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
45	平成21年4月21日	審査請求に伴う開示請求関係書類の各教育委員(処分行 である教育長を除く)への送付について	市民	教 育 委 員 総 務 課	平成21年4月30日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
46	平成21年4月21日	審査手続に係る申立書について(回答)	市民	教 育 委 員 総 務 課	平成21年4月30日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
47	平成21年4月21日	審査請求関係書類の各教育委員(処分行である教育長を 除く)への送付について	市民	教 育 委 員 総 務 課	平成21年4月30日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
48	平成21年4月21日	審査請求の諮問に係る口頭説明の実施について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
49	平成21年4月21日	審査請求の諮問に係る再反論書の送付について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
50	平成21年4月21日	審査請求の諮問に係る再弁明書の提出について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
51	平成21年4月21日	審査請求の諮問に係る弁明書の提出について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	部分開示	第1号	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
52	平成21年4月21日	行政文書部分開示決定処分に対する審査請求に係る弁明 書の提出について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
53	平成21年4月21日	学校教育審議会市民委員の選考に係る行政文書部分開 示に対する審査請求について	市民	教 育 委 員 策 画 課	平成21年5月1日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
54	平成21年4月30日	(株)ブランド地下槽環境整備工事の報告	市民	環 境 部 課	平成21年5月11日	部分開示	第1号、第2号	平成21年5月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
55	平成21年4月30日	緑地公園建設計画 土地の利用履歴等調査結果報告書	市民	環 境 部 課	平成21年5月11日	部分開示	第1号、第2号	平成21年5月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
56	平成21年4月30日	解体工事(城山町3丁目)に伴う特殊車両通行状況 報告	市民	土 道 部 課	平成21年4月30日	全部開示	-	平成21年4月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	即時開示

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
57	平成21年5月1日	要望書について	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成21年5月15日	部分開示	第1号	平成21年5月25日	写し等の 交付	-	
58	平成21年5月11日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成21年5月21日	部分開示	第2号	平成21年5月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
59	平成21年5月14日	標識設置報告書(平成21年4月1日～5月13日受付分)	任意申出者	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成21年5月26日	部分開示	第1号、第2号	平成21年6月3日	写し等の 交付	-	
60	平成21年5月14日	標識設置届出書(平成21年4月7日～5月13日受付分)	任意申出者	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成21年5月26日	部分開示	第1号、第2号	平成21年6月3日	写し等の 交付	-	
61	平成21年5月18日	平成21・22年度指名競争入札参加資格審査申込書(物品等)の が提出したもの	利害関係者	総務部 契約検査室	平成21年5月21日	却下	-	-	-	-	
62	平成21年5月21日	上野田土地区画整理事業臨時総会議事録の届出について	在勤者	まちづくり推進地整備室 まちづくり推進地整備室	平成21年5月21日	部分開示	第1号、第2号	平成21年5月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
63	平成21年5月21日	土地区画整理法第28条第8項による書類の提出について (上野田土地区画整理組合)	在勤者	まちづくり推進地整備室 まちづくり推進地整備室	平成21年5月21日	部分開示	第1号、第2号	平成21年5月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
64	平成21年5月25日	開発行為に関する工事の廃止の届出書(届出番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成21年6月4日	部分開示	第2号	平成21年6月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
65	平成21年5月25日	開発行為等事前相談返答書(書ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成21年6月4日	全部開示	-	平成21年6月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
66	平成21年5月26日	近隣関係住民等事前説明報告書()のうち事前説明の状況の経過及び結果	市民	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成21年6月3日	部分開示	第1号	平成21年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
67	平成21年5月27日	下水道法に基づき(特定事業場一覧	任意申出者	上下水道局 下水道管理課	平成21年6月3日	全部開示	-	平成21年6月10日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
68	平成21年5月27日	漏水証明書(平成21年2~4月分)	市民	下水道営業センター 上下客様窓口	平成21年6月10日	部分開示	第1号	平成21年6月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
69	平成21年5月27日	検針事務報告書	市民	下水道営業センター 上下客様窓口	平成21年6月11日	部分開示	第1号	平成21年6月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
70	平成21年5月28日	メーター検針時の屋内漏水につき、関電サービスに対して に修理を依頼する事の文書	市民	下水道営業センター 上下客様窓口	平成21年6月10日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
71	平成21年6月1日	平成21・22年度指名競争入札参加資格審査申込書(物品 等)()	任意申出者	総務検査室	平成21年6月9日	部分開示	第1号、第2号	平成21年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
72	平成21年6月1日	豊中市上新田地区区画整理組合の設立について	市民	まちづくり部 推進整備室	平成21年6月9日	部分開示	第1号、第2号	平成21年6月12日	写し等の 交付	-	
73	平成21年6月3日	標識設置報告書(平成21年5月14日~6月3日受付分)	任意申出者	まちづくり部 推進高調整室	平成21年6月12日	部分開示	第1号、第2号	平成21年7月8日	写し等の 交付	-	
74	平成21年6月3日	標識設置届出書(平成21年5月14日~6月3日受付分)	任意申出者	まちづくり部 推進高調整室	平成21年6月12日	部分開示	第1号	平成21年7月8日	写し等の 交付	-	
75	平成21年6月3日	平成20年度の特定粉じん排出等作業実施届出書	任意申出者	環境政策室	平成21年6月10日	部分開示	第1号、第2号	平成21年6月15日	写し等の 交付	-	
76	平成21年6月4日	生活支援ハウス 事業収支報告書(平成20年度)	市民	健康福祉事務所 高齢介護課	平成21年6月18日	全部開示	-	平成21年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
77 78	平成21年6月4日	生活支援ハウス事業実施報告書(平成20年6月~平成21 年4月分)	市民	健康福祉事務所 高齢介護課	平成21年6月18日	部分開示	第1号	平成21年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
79 81	平成21年6月5日	標識設置届(台帳)(平成19~20年度)	任意申出者	まちづくり部 推進高調整室	平成21年6月15日	全部開示	-	平成21年6月18日	写し等の 交付	-	
82	平成21年6月8日	自治会活動災害補償保険の保険金支払報告について	任意申出者	政策企画部 コミュニティ政策室	平成21年6月19日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
83 ・ 84	平成21年6月8日	平成19・20年度自治会活動災害補償保険契約の見積もりの提出依頼について(仕様書)	任意申出者	政策企画部 コミュニティ政策室	平成21年6月19日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
85	平成21年6月8日	自治会活動に起因する事故に係る保険契約締結に関する指名競争入札の実施及び業者指名について(仕様書)	任意申出者	政策企画部 コミュニティ政策室	平成21年6月19日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
86 ・ 87	平成21年6月8日	平成19・20年度自治会活動災害補償保険の契約締結について(保険証券及び引行事参加者傷害保険包括契約特約書)	任意申出者	政策企画部 コミュニティ政策室	平成21年6月19日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
88	平成21年6月8日	平成21年度自治会活動災害補償保険の契約締結について(保険証券及び特約条項)	任意申出者	政策企画部 コミュニティ政策室	平成21年6月19日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
89	平成21年6月9日	審査手続きに係る質問書について	市民	教育委員会 総務課	平成21年6月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
90	平成21年6月9日	平成21年度第1回豊中市情報公開・個人情報保護審査会議事録(審査請求人に関する事項のみ)	市民	総務部 情報公開課	平成21年7月10日	不開示	第1号	-	-	-	12日間延長
91	平成21年6月9日	平成21年度第1回豊中市情報公開・個人情報保護審査会議事録	市民	総務部 情報公開課	平成21年7月10日	不開示	第1号、第3号	-	-	-	12日間延長
92	平成21年6月9日	昭和29年10月22日付、耕地整理事業道路引継に関する件(引継図面)	任意申出者	土道部 管理課	平成21年6月18日	全部開示	-	平成21年6月25日	写し等の 交付	-	
93	平成21年6月12日	開発行為等協議申出書(受付番号)のうち開発区域求積図	市民	まちづくり 進地利整 開発審査課	平成21年7月29日	全部開示	-	平成21年8月5日	写し等の 交付	-	34日間延長
94	平成21年6月12日	開発行為許可申請書(許可番号)のうち開発区域求積図	市民	まちづくり 進地利整 開発審査課	平成21年6月24日	全部開示	-	平成21年7月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
95	平成21年6月16日	(仮称) 標識設置届出書	市民	まちづくり 進高調 建築審査課	平成21年6月30日	部分開示	第1号	平成21年7月2日	閲覧	-	
96	平成21年6月17日	開発許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり 進地利整 開発審査課	平成21年6月29日	部分開示	第1号、第2号	平成21年7月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
97 ・ 98	平成21年6月17日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進地整備審査課 まちづくり推進地整備審査課	平成21年6月29日	部分開示	第2号	平成21年7月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
99 ・ 100	平成21年6月19日	平成19年度第1区・第2区ごみ収集運搬業務委託契約の 締結について	任意申出者	環境廃棄物対策課 環境廃棄物対策課	平成21年6月25日	部分開示	第2号、第4号	-	写し等の 交付	-	郵送
101	平成21年6月19日	平成19年度第3区ごみ収集運搬業務委託契約の締結に ついて	任意申出者	環境廃棄物対策課 環境廃棄物対策課	平成21年6月25日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	-	写し等の 交付	-	郵送
102 ・ 103	平成21年6月19日	平成19年度第4区・第5区ごみ収集運搬業務委託契約の 締結について	任意申出者	環境廃棄物対策課 環境廃棄物対策課	平成21年6月25日	部分開示	第2号、第4号	-	写し等の 交付	-	郵送
104 ・ 106	平成21年6月19日	平成19年度第6区～第8区ごみ収集運搬業務委託契約の 締結について	任意申出者	環境廃棄物対策課 環境廃棄物対策課	平成21年6月25日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	-	写し等の 交付	-	郵送
107	平成21年6月24日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整備審査課 まちづくり推進地整備審査課	平成21年6月29日	全部開示	-	平成21年7月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
108	平成21年7月6日	開発行為等協議申出書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整備審査課 まちづくり推進地整備審査課	平成21年7月7日	全部開示	-	平成21年7月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
109	平成21年7月6日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整備審査課 まちづくり推進地整備審査課	平成21年7月8日	取下げ	--	-	-	-	
110	平成21年7月6日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整備審査課 まちづくり推進地整備審査課	平成21年7月13日	部分開示	第2号	平成21年7月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
111	平成21年7月7日	近隣関係住民等事前説明報告書()のうち への最終説明会の議事録	市民	まちづくり推進高調整課 まちづくり推進高調整課	平成21年7月10日	部分開示	第1号	平成21年7月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
112	平成21年7月14日	(仮称) 標識設置届出書	任意申出者	まちづくり推進高調整課 まちづくり推進高調整課	平成21年7月22日	部分開示	第1号、第2号	平成21年7月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
113	平成21年7月21日	豊中市立上野小学校 土質調査位置図・土質柱状断面図	任意申出者	教育委員 教育総務施設課	平成21年7月30日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
114	平成21年7月21日	豊中市立東豊台小学校 ボーリング柱状図・土質柱状図	任意申出者	教育委員 教育総務施設課	平成21年7月30日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
115	平成21年7月21日	平成21年度第2区ごみ収集運搬業務委託について	任意申出者	環境 廃棄物対策業務課	平成21年8月3日	部分開示	第4号	平成21年8月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
116	平成21年7月21日	平成21年度第2区ごみ収集運搬業務委託契約の締結について	任意申出者	環境 廃棄物対策業務課	平成21年8月3日	部分開示	第2号、第4号	平成21年8月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
117	平成21年7月28日	豊中市情報公開条例解釈運用基準(平成18年10月23日 刊行)	市民	総務 情報公開課	平成21年8月11日	却下	-	-	-	-	
118	平成21年7月28日	豊中市情報公開条例解釈・運用基準の改訂及び行内情報 共有システムへの掲載について	市民	総務 情報公開課	平成21年8月11日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
119	平成21年7月28日	大規模建築物等の新築等の届出書(届出番号)	任意申出者	まちづくり 推進利便 調査課	平成21年8月3日	部分開示	第1号	平成21年8月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
120	平成21年7月28日	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関 する法律に基づき対応状況等に関する調査について(平成 20年度)	市民	健康福祉 高齢介護課	平成21年7月30日	全部開示	-	平成21年8月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
121	平成21年7月30日	開発行為許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり 推進利便 調査課	平成21年8月13日	部分開示	第1号、第2号	平成21年8月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
122	平成21年7月31日	開発行為等事前相談書(受付番号)のうち表紙・ 現況図・土地利用計画図	市民	まちづくり 推進利便 調査課	平成21年8月4日	部分開示	第2号	平成21年8月7日	写し等の 交付	-	
123	平成21年8月4日	下水道法に基づく特定事業場一覧	任意申出者	上下水道 技術部下水道室 下水道管理課	平成21年8月7日	全部開示	-	平成21年8月11日	写し等の 交付	-	
124	平成21年8月5日	標識設置届出書、近隣関係住民等事前説明報告 書、建築計画変更届	任意申出者	まちづくり 推進高層 建築調整課	平成21年8月17日	部分開示	第1号、第2号	平成21年8月20日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
125	平成21年8月5日	開発行為許可申請書(許可番号)	任意申出者	まちづくり推進地整査課 まちづくり推進地整査課	平成21年8月17日	取下げ	-	-	-	-	
126 ~ 128	平成21年8月6日	計量用(ID)カード借用書(平成19~21年度分)	市民	環境廃棄物対策室課 環境廃棄物対策室課	平成21年8月18日	部分開示	第2号	平成21年8月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
129 ~ 131	平成21年8月6日	計量用(ID)カード返却書(平成19~21年度分)	市民	環境廃棄物対策室課 環境廃棄物対策室課	平成21年8月18日	部分開示	第2号	平成21年8月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
132 ~ 134	平成21年8月6日	から提出された研修実施報告書(平成19~21年度)	市民	環境廃棄物対策室課 環境廃棄物対策室課	平成21年8月18日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
135	平成21年8月21日	工事車両通行認定申請書(豊土管特)	市民	土道管理課 土道管理課	平成21年9月2日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
136	平成21年8月21日	開発行為等協議申出書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整査課 まちづくり推進地整査課	平成21年9月1日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
137	平成21年8月28日	平成22年度豊中市任期付短時間職員の募集要項	在勤者	総務課 総務課	平成21年9月10日	全部開示	-	平成21年9月18日	写し等の 交付	-	
138	平成21年8月28日	平成22年度豊中市任期付短時間勤務職員の募集に関する会議録	在勤者	総務課 総務課	平成21年9月10日	全部開示	-	平成21年9月18日	写し等の 交付	-	
139	平成21年8月28日	平成22年度豊中市任期付短時間勤務職員の募集要項に関する起案、会議録	在勤者	総務課 総務課	平成21年9月10日	部分開示	第4号工	平成21年9月18日	写し等の 交付	-	
140 ~ 142	平成21年8月28日	任期付短時間勤務職員募集について(要望)	在勤者	学務課 学務課	平成21年9月10日	全部開示	-	平成21年9月18日	写し等の 交付	-	
143	平成21年9月3日	平成19年度 事故報告書 追加分	任意申出者	環境廃棄物対策室課 環境廃棄物対策室課	平成21年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
144 ・ 145	平成21年9月3日	平成20・21年度 事故報告書 追加分	任意申出者	環境廃棄物対策室課 環境廃棄物対策室課	平成21年9月15日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月25日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
146 ～ 148	平成21年9月3日	平成19～21年度業務改善計画 委託ごみ収集について 全社	任意申出者	環境部 環境業務課	平成21年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
149 ～ 151	平成21年9月3日	平成19～21年度清掃に関する行政指導記録 委託事業 者に対して	任意申出者	環境部 環境業務課	平成21年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
152 ～ 154	平成21年9月3日	平成19～21年度業務改善計画 事業コミ収集について 全社	任意申出者	環境部 環境業務課	平成21年9月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
155	平成21年9月3日	大溝水路床版の構造計画書	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	全部開示	-	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
156 ・ 157	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪府富田林土木事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
158	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)滋賀国道事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
159 ～ 165	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪国道事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
166	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪市	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
167 ・ 168	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪国道事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
169 ・ 170	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪国道事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
171	平成21年9月3日	特殊車両通行許可協議書綴(目的地)城山町3丁目(協 議者)大阪国道事務所	市民	土木部 土木管理課	平成21年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成21年9月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
172	平成21年9月11日	私道の廃止について(指令第 号)の申請代理人に 関する書類(委任状)	納税義務者	まちづくり 推進利 用地整 査課	平成21年9月16日	部分開示	第1号	平成21年9月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
173	平成21年9月24日	事務引継報告書	市民	教育委員会 保健体育課	平成21年10月7日	全部開示	-	平成21年10月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
174 ・ 175	平成21年9月25日	廃棄物許可業務 行政指導記録 業務改善計画 (平成19・20年度)	市民	環境保健 廃棄物対策室 推進課	平成21年10月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
176	平成21年9月25日	ごみ処理施設への搬入に係る に対する指導について (報告)	市民	環境保健 廃棄物対策室 推進課	平成21年10月6日	部分開示	第1号、第2号	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
177 ～ 179	平成21年9月25日	業務委託契約書 動物の死体・胞衣等の収集及び運搬等 にかかる業務 平成20・21年4月1日、平成21年6月1日 契約分)	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	部分開示	第2号	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
180	平成21年9月25日	平成21年度動物の死体・胞衣等の収集運搬等にかかる業 務(その1)仕様書	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
181	平成21年9月25日	動物の死体・胞衣等の収集運搬等にかかる業務仕様書	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
182	平成21年9月25日	平成20年度死骸回収委託事業の設計書	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
183	平成21年9月25日	平成21年度動物の死体・胞衣等の収集及び運搬等にかか る業務(その1)設計書	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	部分開示	第4号	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
184	平成21年9月25日	動物の死体・胞衣等の収集運搬等にかかる業務設計書	市民	健康福祉 地域福祉課	平成21年10月6日	部分開示	第4号	平成21年10月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
185	平成21年9月29日	特定建設作業実施届出書(豊中市)	市民	環境保健 まちづくり 推進利整 調査課	平成21年10月6日	部分開示	第1号、第2号	平成21年10月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
186	平成21年9月29日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進利整 調査課	平成21年10月8日	全部開示	-	平成21年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
187	平成21年9月29日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進利整 調査課	平成21年10月8日	部分開示	第2号	平成21年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
188 ・ 189	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪府富田林土木事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
190	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)滋賀国道事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
191 ～ 197	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪国道事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
198	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪市	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
199 ・ 200	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪国道事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
201 ～ 203	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)京都国道事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
204	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪市	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
205 ～ 207	平成21年10月1日	特殊車両通行許可協議回答書(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪国道事務所	市民	土木管理課	平成21年10月6日	全部開示	-	平成21年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
208	平成21年10月6日	豊中市上新田区画整理組合 第6回総会議事録	在勤者	まちづくり 推進部 市街地整備室	平成21年10月9日	部分開示	第1号、第2号	平成21年10月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
209	平成21年10月15日	電波障害防止協議申出書	任意申出者	環境政策 部室	平成21年10月26日	部分開示	第1号、第2号	平成21年10月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
210	平成21年10月15日	土地の一時使用について(市道阪急西側北線)(平成19年 度)	市民	土木建設 部課	平成21年10月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
211	平成21年10月15日	土地の一時使用承認について(市道阪急西側北線)(平成 21年度)	市民	土木建設 部課	平成21年10月28日	部分開示	第1号、第2号	平成21年10月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
212	平成21年10月19日	水質汚濁法に基づく特定事業場一覧	任意申出者	環境政策部	平成21年10月26日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
213 ~ 217	平成21年10月20日	平成10~14年度豊中市リース車両の契約及び内容のわかる文書	市民	総務管理課	平成21年10月23日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
218 ~ 224	平成21年10月20日	平成15~21年度貸借契約の締結および車両リースの指名競争入札について	市民	総務管理課	平成21年10月23日	全部開示	-	平成21年11月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
225	平成21年10月22日	豊中市使用車両(四輪車)に豊中市の表示がなくなった事 がわかる資料一切	市民	総務管理課	平成21年10月30日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
226	平成21年10月26日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境政策部	平成21年10月29日	全部開示	-	平成21年11月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
227	平成21年10月30日	都市計画道路 勝部寺内線の道路平面図	任意申出者	土木建設部	平成21年10月30日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
228	平成21年11月6日	開発行為許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進 土地利用審査課	平成21年11月20日	部分開示	第1号、第2号	平成21年11月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
229	平成21年11月6日	近隣関係住民等事前説明報告書()のうち 報告書一式(図面資料除く)	事業者 (団体)	まちづくり推進 高層建築審査課	平成21年11月20日	部分開示	第1号、第2号	平成21年11月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
230	平成21年11月16日	市税の滞納処分停止状況(法根拠別)、市税の徴収滞予 状況、市税の滞納処分実施状況、市税の分納・延納状況 (平成16~20年度各年度別金額)	任意申出者	財務納税課	平成21年11月18日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
231	平成21年11月17日	平成21年度法定外公共物占用許可申請()	市民	土木管理課	平成21年12月1日	部分開示	第1号、第2号	平成21年12月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
232	平成21年11月19日	豊中市 の道路台帳	納税義務者	まちづくり推進 建築審査課	平成21年11月27日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
233	平成21年11月20日	開発行為許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進 土地利用審査課	平成21年12月4日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	平成21年12月7日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
234	平成21年12月3日	航空写真(豊中市 平成16年2月29日現在)	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成21年12月7日	全部開示	-	平成21年12月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
235	平成21年12月8日	開発行為等における条例協議について	市民	上下水道 技術部下水道室 下水道管理課	平成21年12月18日	全部開示	-	平成21年12月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
236	平成21年12月10日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進利 整備審査課	平成21年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成21年12月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
237	平成21年12月11日	私道の廃止について(指令第 号)	納税義務者	まちづくり 推進利 整備審査課	平成21年12月17日	部分開示	第1号、第4号	平成21年12月21日	写し等の 交付	-	
238	平成21年12月17日	平成18年4月から指定管理者として豊中市体育施設(体育館、プール、他)を運営されている(財)豊中市スポーツ振興事業団の事業計画書、収支予算書、前回公算時(平成18年4月～平成23年3月)の指定管理者の募集要項について	任意申出者	教育生涯 推進一 水興 推進利 整備審査課	平成21年12月17日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
239	平成21年12月18日	第24条協議内容確認書(指令第 号)	任意申出者	まちづくり 推進利 整備審査課	平成21年12月28日	全部開示	-	平成22年1月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
240	平成21年12月18日	開発行為等協議申出書(受付番号)	任意申出者	まちづくり 推進利 整備審査課	平成21年12月28日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
241	平成21年12月22日	優良宅地に伴う道路敷の寄付について(東泉丘地内)	市民	土木管理 部課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
242 ・ 243	平成21年12月22日	東泉丘1丁目地内道路敷の寄付受理について	市民	土木管理 部課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
244 ～ 250	平成21年12月22日	東泉丘1丁目地内寄付道路敷の受理について	市民	土木管理 部課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
251 ・ 252	平成21年12月22日	東泉丘1丁目地内道路敷地の寄付申出の受理について	市民	土木管理 部課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
253	平成21年12月22日	東泉丘3丁目地内都市計画法第40条第2項による道路敷の帰属について	市民	土木部 道路管理課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
254 ～ 256	平成21年12月22日	東泉丘4丁目地内道路敷の寄付受理について	市民	土木部 道路管理課	平成22年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
257	平成22年1月6日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進利便 地整査課	平成22年1月18日	部分開示	第2号	平成22年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
258	平成22年1月6日	公共用地境界確定図(豊中市)	市民	総務部 総務管理課	平成22年1月19日	部分開示	第1号、第2号	平成22年1月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
259	平成22年1月6日	豊中市情報公開事務取扱要領	市民	総務部 情報公開課	平成22年1月6日	取下げ	-	-	-	-	
260 ・ 261	平成22年1月6日	弁明書の提出期限の変更について	市民	総務部 情報公開課	平成22年1月19日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
262	平成22年1月7日	豊中市個人情報保護条例の趣旨、解釈、運用等	市民	総務部 情報公開課	平成22年1月13日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
263	平成22年1月7日	保有個人情報目的外利用等記録簿	市民	教育委員会 企画政策室	平成22年1月19日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
264	平成22年1月7日	保有個人情報目的外利用等記録簿	市民	教育委員会 総務課	平成22年1月19日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
265	平成22年1月13日	弁明書の提出について	市民	総務部 情報公開課	平成22年1月19日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
266 ～ 268	平成22年1月20日	(仮) 特定建設作業実施届書	市民	環境部 環境政策室	平成22年1月29日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
269	平成22年1月20日	市道路線に関する告示について(東泉丘第11号線の認定告示資料)	市民	土木部 道路管理課	平成22年2月3日	全部開示	-	平成22年2月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
270 ～ 272	平成22年1月20日	道路占用許可申請書(平成21年度)	市民	土木管理課	平成22年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
273 ・ 274	平成22年1月20日	道路工事施工承認申請書(平成21年度)	市民	土木管理課	平成22年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
275	平成22年1月20日	東泉丘第11号線の法定外公共物占用許可申請書	市民	土木管理課	平成22年1月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
276	平成22年1月20日	階段占用部属資料	市民	土木管理課	平成22年2月3日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
277	平成22年1月21日	平成22年度第1区ごみ収集委託事業について	市民	環境廃棄物対策室 環境業務課	平成22年2月2日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	平成22年2月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
278	平成22年1月21日	開発行為等事前相談返答書(豊開第 号)	市民	まちづくり 推進利便室 土調課	平成22年1月26日	全部開示	-	平成22年2月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
279	平成22年1月22日	弁明書提出期限の延長について	市民	総務公開課	平成22年2月3日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
280	平成22年1月22日	「弁明書の提出期限の変更について」(豊総情第248号)の 決定を求めた豊中市長発信文書の作成の基となる真議書 (方針同等の関係文書を全て含む)	市民	総務公開課	平成22年2月3日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
281	平成22年1月22日	「弁明書の提出期限の延長について」(豊総情第247号)の 決定を求めた豊中市教育委員会教育委員長発信文書の 作成の基となる真議書(方針同等の関係文書を全て含む)	市民	教育委員総務 教育総務課	平成22年2月3日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
282	平成22年1月22日	弁明書提出期限の延長について	市民	教育委員総務 教育総務課	平成22年2月3日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
283	平成22年1月27日	土地一時使用賃貸借契約の締結について	市民	土木建設課	平成22年2月9日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
284	平成22年1月29日	平成21年分ごみ収集運搬業務に係る 令書(第2区分) への支出命	任意申出者	環境廃棄物対策 環境業務課	平成22年2月12日	部分開示	第2号	平成22年2月18日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
285	平成22年2月2日	道路占用許可書(平成21年度)	市民	土木部 道路管理課	平成22年2月15日	部分開示	第2号	平成22年2月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
286	平成22年2月3日	一般貸切旅客自動車(小型バス)運行業務の長期継続契約の締結について	任意申出者	健康福祉部 福祉事務課	平成22年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月17日	写し等の 交付	-	
287	平成22年2月3日	障害福祉センターひまわり福祉バスの運行管理業務委託に伴う入札結果及び契約締結について	任意申出者	健康福祉部 福祉事務課	平成22年2月15日	部分開示	第2号	平成22年2月17日	写し等の 交付	-	
288	平成22年2月5日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 進利課	平成22年2月9日	全部開示	-	平成22年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
289	平成22年2月5日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 進利課	平成22年2月9日	部分開示	第1号、第2号	平成22年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
290 ~ 292	平成22年2月9日	給水台帳(平成14~16年度直結増圧式の共同住宅で遠隔集中式でない共同住宅(各戸メータを設置))	市民	上下水道局 営業センター 給排水課	平成22年3月15日	部分開示	第1号、第2号	平成22年3月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	20日間延長
293	平成22年2月10日	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧	任意申出者	環境部 環境政策課	平成22年2月16日	全部開示	-	平成22年2月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
294	平成22年2月12日	下水道法に基づく特定事業場一覧	任意申出者	上下水道局 技術部 下水道管理課	平成22年2月17日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
295	平成22年2月12日	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧(日平均排水量50t以上)	任意申出者	環境部 環境政策課	平成22年2月16日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
296	平成22年2月15日	400t以上の水量、使用者、住所一覧(平成21年12月分、平成22年1月分)	市民	上下水道局 営業センター 窓口	平成22年3月1日	部分開示	第1号	平成22年3月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
297	平成22年2月15日	今回の料金改定に伴う内規の改正及び新設について(昭和50年7月1日)	市民	上下水道局 営業センター 窓口	平成22年3月1日	全部開示	-	平成22年3月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
298	平成22年2月15日	関電サービス株式会社に対する検針業務に関する指導書	市民	上下水道局 営業センター 窓口	平成22年3月1日	全部開示	-	平成22年3月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
299 ・ 300	平成22年2月18日	平成21年分ごみ収集運搬業務完了報告書(第2区・第3区)	任意申出者	環境廃棄物対策課	平成22年3月3日	部分開示	第2号	平成22年3月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
301	平成22年2月18日	平成21年分ごみ収集運搬業務に係る 令書(第3区)への支出命	任意申出者	環境廃棄物対策課	平成22年3月3日	部分開示	第2号	平成22年3月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
302	平成22年2月18日	利用緑地(7街区)地元説明会 会議メモ及び資料	市民	まちづくり推進課	平成22年3月4日	部分開示	第1号	平成22年3月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
303	平成22年2月22日	固定資産税・都市計画税の延滞金額・件数・延滞率・納付率(平成16年度～20年度)	市民	財務課	平成22年3月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
304	平成22年2月22日	市職員による固定資産税・都市計画税の滞納金額・件数(平成16年度～20年度)	市民	財務課	平成22年3月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
305	平成22年2月25日	共同住宅等の改造手数料の改定について(手数料取扱要綱の一部変更について)	市民	上下水道局 総合センター 給排水課	平成22年3月11日	全部開示	-	平成22年3月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
306 ・ 316	平成22年3月5日	平成21年度 家庭保育所職員勤務ローテーション表(計11ヶ所)	市民	子ども未来課	平成22年3月19日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
317	平成22年3月5日	豊中市委託家庭保育所施設別職員一覧表(平成22年2月1日現在)	市民	子ども未来課	平成22年3月15日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
318	平成22年3月9日	道路占用許可書(豊中市)	市民	土木管理課	平成22年3月23日	部分開示	第1号、第2号、 第6号	平成22年3月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
319	平成22年3月9日	道路工事施工承認許可書(豊中市)	市民	土木管理課	平成22年3月23日	全部開示	-	平成22年3月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
320	平成22年3月10日	土地家屋調査士相談業務委託契約書	市民	総務課	平成22年3月10日	全部開示	-	平成22年3月11日	閲覧	-	
321 ・ 322	平成22年3月15日	反論書の受理並びに同書の送付及び再び明書の提出について	市民	情報公開課	平成22年3月29日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
323	平成22年3月15日	再弁明書の提出及び口頭説明について	市民	総務部 情報公開課	平成22年3月29日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
324	平成22年3月15日	再弁明書の提出及び口頭説明について(回答)	市民	教育委員会 総務課	平成22年3月29日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
325	平成22年3月15日	「豊中市固定資産税路線価評価業務」の委託契約に係る 仕様書及び入札記録	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成22年3月29日	全部開示	-	平成22年4月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
326	平成22年3月16日	市営葬儀施設使用集計表	任意申出者	健康福祉部 福祉課	平成22年3月29日	全部開示	-	平成22年3月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
327	平成22年3月17日	宅地造成に関する工事の許可申請書(受付番号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年3月25日	部分開示	第2号	平成22年4月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
328	平成22年3月25日	(仮称) 新築工事に伴う標識設置届出書、近隣関係 住民等事前説明報告書、建築計画変更届、事前説明報告 審査期間延長通知書、事前説明報告確認通知書	市民	まちづくり 推進課	平成22年4月7日	部分開示	第1号、第2号	平成22年4月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
329	平成22年3月29日	利用緑地(7街区)に関する会議メモ及び資料(平成16年 度～21年度)	市民	まちづくり 推進課	平成22年4月12日	部分開示	第1号	平成22年4月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
330	平成22年3月30日	豊中市立野田保育所給水管直圧切替工事、豊中市共同利 用施設野田センター給水管直圧切替工事における工事費 内訳書内の量水器取付費(労務)	市民	まちづくり 推進課	平成22年4月12日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧	-	
331	平成22年3月30日	豊中市水道事業給水条例改正案資料の送付について(平 成19・20年度)	市民	上下水道 総務課	平成22年4月13日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧	-	
332	平成22年3月30日	給水装置工事単価の設定について(平成12・13年度)	市民	上下水道 総務課	平成22年4月13日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧	-	
333	平成22年3月30日	給水装置工事の申込に伴うメーターの費用負担の廃止に 係る業務について	市民	上下水道 総務課	平成22年4月13日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧	-	
334	平成22年3月30日	給水装置工事の申込に伴うメーターの費用負担の廃止に 係る業務について	市民	上下水道 総務課	平成22年4月13日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		20年度まで	21年度	合 計
請 求 件 数		571 件	62 件	633 件
請 求 者 数		488 人	55 人	543 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	396 件	35 件	431 件
	一 部 承 諾 (部分開示)	86 件	12 件	98 件
	全 部 拒 否 (不開示)	44 件	8 件	52 件
	全 部 拒 否 (文書不存在)	18 件	6 件	24 件
	取 下 げ	27 件	0 件	27 件
	却 下	0 件	1 件	1 件
不服申立て件数		40 件	2 件	42 件

- 平成21年度は、62件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が59件、削除等請求が3件でした。

開示請求のうち、住民票・戸籍・印鑑登録に関する文書が18件、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が8件ありました。

削除等請求は、不服申立てに係る弁明書及び諮問書の添付書類の削除等を求めるものでした。

制度化以来では延べ543人から633件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求594件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求18件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録(カルテ) (担当: 医療安全管理室)」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成21年度は32件の請求があり、全て開示されました。

平成18年度からの合計は121件で、全部開示120件、文書不存在による不開示1件です。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	20年度まで（※）	21年度	合 計
請 求 件 数	535	59	594
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	115	24	139

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	37	9	46
法人等情報	4	5	9
審議検討等情報	1	6	7
事務事業情報	7	6	13
任意提供情報	2	0	2
公共安全等情報	0	0	0
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	6	6	12

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成21年度は延べ52人から59件の請求があり、その処理状況は、全部開示35件、部分開示12件、不開示6件、文書不存在6件でした。
- 制度化以来の通算では、594件（取下げ24件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは139件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報46件、事務事業情報13件、法人等情報9件、審議検討等情報7件、任意提供情報2件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計	
1	市長 (5部局)	総務部 (2課)	情報公開課	3	53	
			人材育成室 人事課	5		
		財務部	税務室 固定資産税課	1		
			市民生活部 (3課)	地域経済振興室		2
				市民課		18
		健康福祉部 (5課)	新千里出張所	1		
			地域福祉課	1		
			福祉事務所 生活福祉課	2		
			福祉事務所 障害福祉課	1		
			福祉事務所 高齢介護課	9		
		まちづくり推進部	保険窓口センター 保険給付課	5		
	中高層建築調整室	5				
2	消防長	消防本部 (2課)	北消防署	4	5	
			南消防署	1		
3	教育委員会 (3室)	教育総務室	総務課	2	4	
			企画政策室	-		1
			学校教育室	義務教育課		1
3実施機関		9部局	17課	62	62	

○ 平成21年度は、3実施機関9部局に対して62件の請求があり、その内訳は、市民生活部21件、健康福祉部18件、総務部8件、まちづくり推進部、消防本部が各5件、教育総務室2件、財務部、企画政策室、学校教育室が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して633件の請求があり、市長523件、教育委員会65件、監査委員10件、上下水道事業管理者18件、消防長17件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成 2 0 年度まで	平成 2 1 年度	合 計
閲 覧 の み	7	4	11
閲 覧 と 写 し 等 の 交 付	318	23	341
写 し 等 の 交 付 の み	147 (29)	19 (5)	166 (34)
聴 取 又 は 視 聴	0	0	0
未 実 施	10	1	11
合 計	482 (29)	47 (5)	529 (34)

* () 内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成 2 1 年度は、閲覧のみが 4 件、閲覧と写し等の交付が 2 3 件、写し等の交付のみが 1 9 件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが 1 1 件（2. 1 %）、閲覧と写し等の交付が 3 4 1 件（6 4. 4 %）、写し等の交付のみが 1 6 6 件（3 1. 4 %）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが 1 1 件（2. 1 %）となっています。

(5) 自己情報開示等請求
自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成21年4月9日	診療報酬明細書(平成20年10月分 医院)	開示請求	本人	健康福祉部 保険窓口センター 係 係 係 付 課	平成21年4月13日	全部開示	-	平成21年4月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
2	平成21年4月15日	救急報告書記載事項	開示請求	相続人等	消防本部 消防課	平成21年4月22日	全部開示	-	平成21年4月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
3	平成21年4月16日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、 状態区分	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成21年4月28日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
4	平成21年4月16日	救急報告書	開示請求	本人	消防本部 消防課	平成21年4月27日	全部開示	-	平成21年5月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
5	平成21年4月16日	戸籍関係証明交付請求書(平成20年7月1日～10 月11日)	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成21年4月30日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
6	平成21年4月20日	救急報告書記載事項	開示請求	本人	消防本部 消防課	平成21年4月21日	全部開示	-	平成21年5月1日	写し等の 交付	-	
7	平成21年4月23日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成21年4月27日	部分開示	第2号、第3号	平成21年4月30日	写し等の 交付	-	
8	平成21年4月28日	認定調査票一式、主治医意見書、介護給付費等 支給審査会の議事録	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成21年5月7日	全部開示	-	平成21年5月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
9	平成21年5月1日	診療報酬明細書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成21年5月8日	全部開示	-	平成21年5月13日	写し等の 交付	-	
10	平成21年5月11日	今回及び前回の認定資料一式、意見書、特記事 項、一次判定資料、二次判定及び議事録	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成21年5月19日	全部開示	-	平成21年5月21日	写し等の 交付	-	
11	平成21年5月26日	(仮称) 新築工事近隣関係住民等事前説明 報告書のうち説明会による事前説明報告の状況の 経過及び結果(5月21日まで)	開示請求	本人	まちづくり 推進高層 建築調整 室	平成21年6月3日	部分開示	第2号	平成21年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
12	平成21年6月2日	介護認定に係る過去の認定審査書類	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成21年6月3日	全部開示	-	平成21年6月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
13	平成21年6月11日	印鑑登録申込書、印鑑登録廃止届、印鑑登録証 亡失届(平成3年1月1日～平成12年12月31日)	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年6月15日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
14	平成21年6月11日	審査手続きに係る質問書について	開示請求	本人	教育委員会 総務課	平成21年6月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
15	平成21年6月11日	平成21年度第1回豊中市情報公開・個人情報保 護審査会議事録(審査請求人に関する事項のみ)	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成21年7月10日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	20日間延長 郵送
16	平成21年6月11日	平成21年度第1回豊中市情報公開・個人情報保 護審査会議事録	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成21年7月10日	部分開示	第4号	-	写し等の 交付	-	20日間延長 郵送
17	平成21年6月15日	(仮称) 新築工事近隣関係住民等事前説明 報告書のうち戸別による事前説明報告の状況の経 過及び結果(5月22日～6月15日)	開示請求	本人	まちづくり 推進高調 建築課	平成21年6月26日	部分開示	第2号	平成21年6月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
18	平成21年6月29日	印鑑登録廃止届、印鑑登録証亡失届、印鑑登録 申込書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年6月30日	全部開示	-	平成21年7月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
19	平成21年6月29日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年7月10日	全部開示	-	平成21年7月15日	閲覧	-	
20	平成21年6月29日	住民票交付申請書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年7月10日	部分開示	第2号、第3号	平成21年7月15日	閲覧	-	
21	平成21年6月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年7月10日	部分開示	第3号	平成21年7月15日	閲覧	-	
22	平成21年7月10日	消納者の実情調査について	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年7月21日	全部開示	-	平成21年7月24日	写し等の 交付	-	
23	平成21年7月13日	診療報酬明細書(平成20年12月～平成21年1月 分 病院)	開示請求	法定代理人	健康福祉部 保健給付課	平成21年7月15日	全部開示	-	平成21年7月17日	写し等の 交付	-	
24	平成21年7月30日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成21年8月4日	全部開示	-	平成21年8月14日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
25	平成21年7月30日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成21年8月4日	部分開示	第3号	平成21年8月14日	写し等の交付	-	
26	平成21年8月14日	診療報酬明細書(平成20年4月～10月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険窓口センター	平成21年8月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
27	平成21年9月3日	航空写真(豊中市)	開示請求	本人	財務部 固定資産課	平成21年9月15日	全部開示	-	平成21年9月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
28	平成21年9月7日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所	平成21年9月10日	全部開示	-	平成21年9月17日	写し等の 交付	-	
29	平成21年10月9日	検診書(平成21年9月15日交付 交付第 号 病院)	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成21年10月22日	不開示	第5号	-	-	-	
30	平成21年10月9日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成21年10月13日	全部開示	-	平成21年10月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
31	平成21年10月19日	平成20年度勤務校における請求人本人の「勤務 実績評価」	開示請求	本人	教育委員会 教務課	平成21年11月2日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
32	平成21年10月19日	平成21年度豊中市任期付短時間勤務職員(実務 経験者)採用選考試験における試験科目(勤務実 績評価)	開示請求	本人	総務部 人材課	平成21年11月2日	不開示	第4号、第5号	-	-	-	
33	平成21年10月21日	平成21年度豊中市任期付短時間勤務職員(実務 経験者)採用選考試験における試験科目(勤務実 績評価)	開示請求	本人	総務部 人材課	平成21年11月4日	不開示	第4号、第5号	-	-	-	
34 ・ 35	平成21年10月23日	豊中市市民共済(交通共済・火災共済)の申込み について(平成14年以降)	開示請求	相続人等	市民生活部 地域経済振興室	平成21年10月30日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
36	平成21年10月27日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成21年10月29日	全部開示	-	平成21年11月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
37	平成21年10月27日	印鑑登録申込書	開示請求	本人	市民生活部	平成21年10月29日	全部開示	-	平成21年11月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
38	平成21年10月28日	平成21年度豊中市任期付短時間勤務職員(実務経験者)採用選考試験における試験科目「勤務実績評価」。	開示請求	本人	総務部 人材育成課	平成21年11月4日	不開示	第4号、第5号	-	-	-	
39	平成21年10月29日	平成21年度豊中市任期付短時間勤務職員採用選考試験における試験科目「勤務実績評価」。	開示請求	本人	総務部 人材育成課	平成21年11月4日	不開示	第4号、第5号	-	-	-	
40	平成21年11月2日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活課	平成21年11月11日	部分開示	第2号	平成21年12月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成21年11月2日	平成21年度豊中市任期付短時間勤務職員採用選考試験における試験科目「勤務実績評価」(専門試験)。	開示請求	本人	総務部 人材育成課	平成21年11月16日	不開示	第4号、第5号	-	-	-	
42	平成21年12月3日	事故報告書及び添付資料	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務課	平成21年12月14日	全部開示	-	平成21年12月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	平成21年12月11日	救急報告書記載事項	開示請求	相続人等	消防部 消防課	平成21年12月24日	全部開示	-	平成21年12月25日	写し等の交付	-	
44	平成21年12月15日	介護認定の推移(要介護度、期間、認定日)	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務課	平成21年12月17日	全部開示	-	平成21年12月24日	写し等の交付	-	
45	平成21年12月15日	診療報酬明細書(平成19年12月～平成21年10月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成21年12月24日	全部開示	-	平成21年12月28日	写し等の交付	-	
46	平成22年1月4日	近隣関係住民等事前説明報告書のうち戸別による事前説明の状況の経過及び結果及び別紙記録	開示請求	本人	まちづくり推進高層室 建築調整室	平成21年1月15日	部分開示	第2号	平成22年1月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
47	平成22年1月21日	印鑑登録の際の印影	開示請求	本人	市民生活部 新千原出張所	平成22年1月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
48	平成22年1月22日	平成21年3月調査時の概況・基本調査・特記事項	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務課	平成22年1月26日	全部開示	-	平成22年1月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
49	平成22年2月2日	調剤報酬明細書(平成21年9月分及び11月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成22年2月5日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
50	平成22年2月10日	近隣関係住民等事前説明報告のうち戸別による事前説明の状況の経過及び結果及び別紙記録	開示請求	まちづくり推進高層建築室 本人	平成22年2月22日	部分開示	第2号	平成22年2月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
51	平成22年2月22日	救急報告書記載事項	開示請求	消防北 法定代理人	平成22年3月5日	全部開示	-	平成22年3月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
52	平成22年3月1日	住民基本台帳カード交付申請書	開示請求	市民生活 本人	平成22年3月4日	全部開示	-	平成22年3月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
53	平成22年3月1日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	市民生活 本人	平成22年3月4日	全部開示	-	平成22年3月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
54	平成22年3月3日	社会福祉法人「運営」生活支援ハウス」に対する苦情申立てについての豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会による豊中市長あて「調整・あわせん結果報告書」	開示請求	健康福祉地域 本人	平成22年3月5日	全部開示	-	平成22年3月11日	写し等の交付	-	
55	平成22年3月5日	平成22年2月12日の認定審査会の情報(主治医意見書、認定調査及び特記事項、審査会記録等)	開示請求	健康福祉高齢 任意代理人	平成22年3月11日	全部開示	-	平成22年3月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
56	平成22年3月12日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	市民生活 本人	平成22年3月19日	部分開示	第2号、第3号	平成22年3月26日	閲覧	-	
57	平成22年3月25日	近隣関係住民等事前説明報告のうち戸別による事前説明報告の状況の経過及び結果及び別紙記録	開示請求	まちづくり推進高層建築室 本人	平成22年4月7日	部分開示	第2号	平成22年4月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
58	平成22年3月25日	印鑑登録証明書交付請求書(平成18年度以降分)	開示請求	市民生活 本人	平成22年3月30日	全部開示	-	未実施	-	-	
59	平成22年3月30日	審査会会議録、一次判定結果、認定調査結果・特記事項、主治医意見書(直近のもの)	開示請求	健康福祉高齢 相続人等	平成22年4月1日	全部開示	-	平成22年4月9日	閲覧及び写し等の交付	-	

自己情報訂正等請求

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不服申立日	備考
1	平成21年6月11日	弁明書に添付された請求者提出による文書	削除請求	本人	教育委員総務 教育総務課	平成21年7月9日	全部拒否	平成21年8月28日	
2	平成21年6月11日	請求者提出による文書	中止請求	本人	教育委員総務 教育企画課	平成21年7月8日	却下	-	
3	平成21年6月11日	平成20年12月1日付で教育委員会委員長が豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した際の添付書類のうち、請求者提出による文書	削除請求	本人	総務情報公開課	平成21年7月10日	全部拒否	平成21年8月28日	

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成20年度まで	平成21年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	97	0	97	
	個人情報	40	2	42	
	計	137	2	139	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全 部 認 容	行政文書	7	0	7
		個人情報	5	0	5
		計	12	0	12
	部 分 認 容	行政文書	14	0	14
		個人情報	9	0	9
		計	23	0	23
	棄 却	行政文書	54	1	55
		個人情報	20	0	20
		計	74	1	75
	取 下 げ	行政文書	17	0	17
		個人情報	4	0	4
		計	21	0	21
合 計	行政文書	95	1	96	
	個人情報	39	0	39	
	計	134	1	135	
審 理 中	行政文書		1	1	
	個人情報		3	3	
	計		4	4	

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成20年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したものうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したものの。

- 平成21年度の不服申立ては、個人情報に関するものが2件あり、次年度に審理が繰り越されました。なお、前年度から引き続き審理中のものが2件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第36号
平成21年(2009年)9月18日

豊中市教育委員会委員長
塚本 美彌子 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 木 村 修 治

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分について
(答申)

平成20年12月1日付け豊教総第324号で諮問を受けた審査請求については、別添
のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会教育長が行った豊中市学校教育審議会の市民委員の選考に係る行政文書部分不開示決定処分は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

平成20年8月4日、審査請求人は、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、開示を求める行政文書の内容を「豊中市学校教育審議会市民委員の公募およびその決定に係るりん議書、方針伺、供覧等の全ての文書」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 処分庁の決定

同年8月11日、豊中市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）は、本件開示請求に係る文書を6件と特定したうえで、「豊教企第42号「豊中市学校教育審議会の市民委員の決定について」」を部分開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年9月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

第三 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分のうち、市民委員に選出された2名の小論文を不開示とした部分の取消しを求める。なお、選出されなかった応募者の小論文の開示は求めない。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書、再反論書等の記載内容及び意見陳述の結果等をまとめると、審査請求人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

1 豊中市学校教育審議会（以下「学校教育審議会」という。）の市民委員の公募に応募した者（以下「応募者」という。）が提出した小論文のうち、同審議会の委員に選出された2名が作成したもの（以下「本件小論文」という。）は、個人情報ではあるが、附属機関の委員である特別職の地方公務員が作成したものであって、公務員の職務遂行に係る情報として開示すべきである。

本件小論文は、実施機関が、応募者の中から当該市民を学校教育審議会の委員として選出した唯一の根拠であり、学校教育審議会の市民委員には特別職の地方公務員として報酬が支払われているのであるから、公費支出の根拠となる文書である。

学校教育審議会の市民委員の公募において、応募者に提出が求められた小論文は、「とよなか」らしい学校教育のあり方をテーマとしたものであり、これは学校教育審議会の担当事務の内容そのものである。実施機関は、本件小論文で表明された考え方に基づいて学校教育審議会が発言等をすることを期待して委員に任命したもの

であり、応募者もこのことを当然に認識しているのであるから、小論文は、学校教育審議会の委員としてどのような活動を行うかを表した、いわば選挙公約のようなものであり、学校教育審議会の委員としての職務に密接に関連する情報である。

- 2 本件小論文を開示しても、市民委員の選考事務に著しく支障を及ぼすおそれはない。

今後も学校教育審議会の市民委員を公募するとしても、委員に就任したいと思う者が、開示を受けた小論文を参考に、自らの意見とは異なる小論文を作成することはありえない。もし、そのようなことが起こり得るとしても、選考基準において、自らの意見を表明していない小論文は評価しないことを明確に示し、選考手続きを丁寧に行えばよいのであって、実施機関が主張する「選考評価において差異が生じることや、応募者が意見等を作成する過程における公平性が担保できなくなる」ことはない。

また、学校教育審議会の市民委員の選考は、応募者が提出した小論文を実施機関が依頼した選考委員が採点することによって行われているが、本件小論文を公開しても、選考委員が行った評価について、いわれのない批判や非難がなされるおそれはない。本件小論文の開示を受けたとしても、応募者以外の者は、落選者の小論文と比較することができないため、選考順位について具体的な批判を行うことはできない。また、選出されなかった他の応募者から自己の小論文との比較において理論的な批判があるかもしれないが、それは、いわれのない批判や非難ではない。選考委員が公正な判断を行っているのであれば、そのような批判には容易に弁明をすることができるはずである。批判がなされた場合には、選考委員に心理的負担があるかもしれないが、軽微なものであり、不開示とする理由にはならない。選考委員は、市民委員の選考という公務を行うものであり、その職務内容に批判がある場合には、十分に受け止め、職務遂行に改善を加えるべきであり、批判を一切受け付けないという姿勢は許されない。

本件小論文を公開することで、選考委員が批判の可能性を意識するのであれば、より公正な選考が期待できる。

- 3 豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考過程は、ずさんかつ不透明であり、本件小論文が不開示情報に該当するとしても、公益上の理由によって開示すべきである。

本件小論文の評価をした選考委員は、学校教育審議会の委員3名であるが、同じ審議会の委員は、審議会での意見対立や多数決による決定等、市民委員と利益相反する場面が容易に想定され、自分の意見に近い者を委員として選考すると推定することができる。

選考にあたっての評価基準も「学校教育に対する関心と意欲がある」「本市の学校教育に対する課題意識がある」「本市の学校教育に対する提案や提言がある」という漠然としたものであり、その採点は、選考委員の主観に委ねられている。

今回の豊中市学校教育審議会の市民委員の選考は、実施機関が主張する「相当程度の客観性を有する方法によってなされた」とはいえず、市民委員の選考が応募者から提出された小論文の評価のみによって行われているのであるから、市民委員の選考及び市民委員に対する公費支出の決定が、適法かつ適正に行われたかどうかを確認するためには、本件小論文を開示すべきである。

- 4 実施機関は、法的知識に乏しく、情報公開に消極的であり、普段から適正に事務が執行されておらず、本件処分についても適正に判断されていない。

第五 処分庁の主張の要旨

弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、処分庁の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 学校教育審議会の委員が市民委員の公募にあたって提出した本件小論文には、当該市民委員の名前、住所、年齢、性別、電話番号が明記されている。たとえ名前、住所等の情報を除いたとしても、市民委員に任命された者は2名であり、学校教育審議会の委員名簿を公開し、学校教育審議会の会議も公開で行っているため、会議での発言と照合することで、容易にいずれの小論文であるかを特定することができる。このため、本件小論文は、特定の個人を識別することができる個人情報に該当する。

本件小論文は、「“とよなか”らしい学校教育のあり方」について、当該市民委員の社会観、経験、思想、信条等に基づき記述したものであって、個人の人格に密接に関連する個人情報である。また、学校教育審議会の市民委員の公募においては、応募にあたって提出を求めた小論文の開示の可否について明示しておらず、本市においては従来から各種審議会等の委員の公募に際し提出された小論文を開示した例はないため、当該市民委員は、本件小論文が公開されることを予想し得なかったものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

学校教育審議会の所掌事務は、豊中市教育委員会から諮問を受けて、市立小学校及び中学校の通学区域その他の学校教育のあり方についての諸課題を調査審議し、意見を答申することである。本件小論文は、処分庁が学校教育審議会の市民委員として、より適性の高い者を選考するために応募者に提出を求めたものであって、学校教育審議会の委員として、豊中市教育委員会からの諮問に応じて調査審議したのもので、意見を答申したものでもないことは明らかであり、学校教育審議会委員の職務遂行に係る情報ではない。

市民委員に対して拠出される公費は、学校教育審議会の委員として審議会に参画し、他の委員とともに諮問された事項について調査審議等の任務を遂行することに対する報酬である。公費支出の妥当性は、当該市民委員がこれらの任務を果たしているかどうかによって判断されるものであり、当該審議会の会議を傍聴する等によって確認することができる。

- 2 学校教育審議会の市民委員の任期は2年であり、公募による市民委員については再任を禁止しているため、今後も学校教育審議会の市民委員の公募に係る事務を反復して行う予定がある。学校教育審議会の市民委員の選考にあたっては、学校教育審議会が必要とされる分野の知識や経験、意見の有無・程度等の評価を行うために、学校教育審議会の所掌事務に関連する主題についての小論文等の提出を求めることが予測される。本件小論文を開示した場合には、今後の学校教育審議会の市民委員の公募において応募者が本件小論文を参考にして応募に係る小論文を作成することが起こり得るため、応募者の本来の意見等が表れず、応募者が意見等を作成する過程における公平性が担保されなくなる。

また、本件小論文を開示することによって、本件小論文について、あるいはその

他の小論文との比較において、選考委員が行った具体的評価に対して、いわれの無い批判や非難をされるおそれがある。このようなことがあると、選考委員に過度の心理的負担を生じ、自由公正な評価事務に影響を及ぼすとともに、今後、選考委員の任を受託する者が減少するなど、今後の選考事務に支障をきたす。

- 3 市民委員の選考については、「豊中市学校教育審議会委員の市民公募選考要領」（以下「選考要領」という。）で「応募者から提出された小論文の評価により行うこととし、各選考委員が評価した採点の合計を算出し、得点の高い順に行う。」と定め、これに則って適正に事務を行っており、相当程度の妥当性、公平性を有する方法によりなされている。また、審査請求人が行った他の行政文書の開示請求等に応じて、応募者の小論文に対する各選考委員の採点表等の選考資料の部分開示を行っており、透明性を確保している。
- 4 選考過程に問題はなく、個人の権利利益を制限してまで公開する公益上の理由はない。

第六 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにする（中略）ことにより、豊中市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と規定して、市民の行政文書開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を果たすべきこと及び情報公開制度によって行政事務の公正性・透明性を確保するとの基本的な考え方を示している。
- (2) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示請求があった場合には、原則として全部開示をすること及び不開示とする場合としては同条各号に定める不開示情報が記録されている場合に限ることを示している。

条例第7条第1号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報を不開示情報としている。ただし、同号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、及び同号ウに規定する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」の「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除くこととしている。

条例第7条第4号は、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であ

って、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

また、実施機関は、開示請求の対象である行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、条例第8条により、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示し、情報公開に努めなければならないことを規定している。

- (3) 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第7号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、不開示情報であっても、公開すべき公益上の理由がある場合には、開示をすることができるものとしている。ただし、同条第2項において、「実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。」と規定しているように、不開示情報に該当する個人情報を公益上の理由により開示する場合とは、個人の権利利益を制限してでも開示すべき特別の事情がある場合に限られるものであり、開示にあたっては、個人の権利利益の制限が最小限となるよう特段の配慮をしなければならないものである。

2 本件審査請求に係る不開示情報該当性に関する判断

本件小論文は、学校教育審議会の市民委員に選任された2名の市民が、同審議会の市民委員の公募に際して作成し、提出したものである。

本件小論文には、市民委員の氏名、住所、年齢、性別、電話番号が記載されており、個人情報に該当する。たとえ、これら特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、学校教育審議会の委員の氏名は公開されており、同審議会は公開で行われているため、本件小論文を公開した場合には、学校教育審議会での発言等と照らし合わせるにより、本件小論文を作成し、提出した者を特定することができる。また、本件小論文は、「“とよなか”らしい学校教育のあり方」について、市民委員の社会観、経験、思想、信条等に基づき記述したもので、個人の人格に密接に関連する情報であるため、特定の個人を識別することができなくても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当する。

条例第7条第1号ウにおいて、公務員の職務遂行に関する情報は不開示情報から除くこととしている。この点について、学校教育審議会の委員は特別職の地方公務員ではあるが、本件小論文は、学校教育審議会の委員に就任する前に、応募者として作成し、提出したものであり、学校教育審議会の委員の職務又は職務に関連して作成したものとはいえず、公務員の職務遂行に係る情報には該当しない。

また、「豊中市学校教育審議会委員の市民公募要領」には、応募にあたって提出された小論文の開示について明記されておらず、これまで審議会の市民委員の公募にあたって提出された小論文を開示したこともないため、条例第7条第1号アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しない。

以上により、本件小論文は、条例第7条第1号本文に該当する情報であって、同号アからウまでに規定する情報には該当しないため、その余について判断するまでもなく、不開示情報である。

3 本件審査請求に係る公益上の理由による裁量的開示に関する判断

条例第9条第1項では、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、不開示情報を開示することができる旨を定めている。この規定に基づいて個人情報である不開示情報を開示すべき場合としては、当該不開示情報を公開することが、当該個人のプライバシー等の権利の保護を上回る公益性を市民にもたらすような特別の事情があるときに限られるものである。

審査請求人は、学校教育審議会の市民委員の選考過程に係る事務がずさんかつ不透明であり、公正な選考が行われていないため、公益上の理由により本件小論文を開示すべきであると主張する。

しかしながら、市民委員の選考に係る本件小論文の開示には、それによって明らかになる情報があるとしても、応募者のプライバシー等の権利の保護を上回るほどの市民に開示すべき公益性があるとは認められない。よって、条例第9条第1項の規定による開示をする必要がある場合には該当しない。

なお、付言すると、実施機関においては、学校教育審議会の市民委員の選考にあたり、選考要領及び選考基準を設けるとともに、応募者には本人からの問い合わせに応じて得点及び順位を知らせることとしているほか、審査請求人からの本件開示請求以外の開示請求に対しても、応募者の個人名等を除いて採点表等の開示を行うなど、公正性及び透明性の確保に努めていることが認められる。

審査請求人は、同じ審議会の委員による選考は、審議会での意見対立や多数決において自らの立場を有利にするために自らの意見に近い者を選出するものであり、客観性を欠くと主張する。しかし、審議会の審議は意見交換を通じて答申等に取りまとめていくものであって、必ずしも意見の対立が前提ではない。また、本件小論文についても現に意見が対立している特定の問題についての意見を求めたものではないため、選考委員が自らの意見に近い者として特定の応募者を選出することができるとはいえず、このことをもって公正な選考ではないとはいえない。

以上により、審査請求人の主張にはいずれも理由がない。

4 審査請求に係る当審査会の関与について

本件審査請求の審査手続きに関して、審査請求人は、当審査会に対して、審査庁である豊中市教育委員会が当審査会に諮問をした理由を聞くべきであると繰り返し主張する。しかしながら、審査庁は、条例第18条の規定に基づいて同条各号に該当しない場合には、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないものであり、審査請求に対する裁決に先だって当審査会の議を経ることが義務づけられているものである。

なお、当審査会の審査は、審査庁の裁決について行うものではなく、本件審査請求の対象となっている本件処分について、審査庁とは独立した第三者的機関として行うものである。このため、本件審査請求の審査にあたっては、処分庁及び審査請求人による文書の提出及び口頭による意見の聴取を行い、条例の適用の適否を判断したものである。

5 当審査会の結論

以上のとおり、本件小論文は、条例第7条第1号に該当する不開示情報であって、開示をすべき公益上の必要性もないため条例第9条の規定が適用される余地はなく、不開示とした処分庁の決定に誤りはない。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成21年（2009年）9月18日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 塩 川 茂

委 員 中 川 丈 久

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成20年度まで	平成21年度	合 計
利 用 者 数	105,089	3,046(-370)	108,135

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,337冊、他の行政資料等6,523冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成21年度の利用者数は、3,046人（1ヶ月当たり約254人で前年比31人の減）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成20年度まで	平成21年度	合 計
閲 覧	83,682	3,034 (-75)	86,716
視 聴	2,313	183 (90)	2,496
複 写	38,754	1,799 (-244)	40,553
提 供	50,508	877 (121)	51,385
相 談	15,620	354 (-186)	15,974
販 売	3,357	80 (-33)	3,437
合 計	194,234	6,327 (-327)	200,561

* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	298	8	176	88	32	9	611	108	211	319
5	182	11	134	87	30	11	455	117	157	274
6	238	19	165	70	37	5	534	98	214	312
7	256	25	160	87	23	5	556	93	155	248
8	237	21	128	107	27	8	528	165	120	285
9	266	22	154	62	20	11	535	87	169	256
10	315	30	163	71	28	12	619	108	177	285
11	264	15	155	66	21	7	528	86	153	239
12	242	18	137	58	32	1	488	89	138	227
1	236	5	133	56	27	2	459	61	116	177
2	244	7	143	50	31	4	479	63	137	200
3	256	2	151	75	46	5	535	65	159	224
計	3,034	183	1,799	877	354	80	6,327	1,140	1,906	3,046

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)	月	数量 (個)	収入額 (円)
4	169	1,193	15,530	4	1	250
5	120	1,039	13,270	5	0	0
6	168	907	11,734	6	0	0
7	157	1,421	19,536	7	0	0
8	122	1,234	15,388	8	0	0
9	155	1,114	13,540	9	0	0
10	162	571	8,550	10	0	0
11	146	1,976	42,524	11	1	360
12	136	2,925	47,656	12	0	0
1	124	712	12,408	1	0	0
2	132	961	14,922	2	0	0
3	150	843	10,230	3	2	500
計	1,741	14,896	225,288	計	4	1,110

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、
複写枚数×10円=収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資 料 名	主管課名	単価	金額	販売数
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	〃	1,200	0	0
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	0	0
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	0	0
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	0	0
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	0	0
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	0	0
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市史(通史1)	〃	9,200	64,400	7
13	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
14	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	6,000	4
15	豊中の工業(平成9年調査結果)	〃	100	0	0
16	豊中の工業(平成8年以前の調査結果)	〃	500	0	0
17	豊中の商業(一般飲食店編)	〃	500	0	0
18	豊中の商業(卸売小売業編)	〃	500	0	0
19	豊中の商業	〃	300	0	0
20	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	0	0
21	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	〃	200	0	0
22	とよなかまっぷ	広報広聴課	200	5,400	27
23	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策室	3,000	0	0
24	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	0	0
25	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
26	豊中市住居表示白全図	市民課	200	0	0
27	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画課	1,000	2,000	2
28	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	600	3
29	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	2,400	12
30	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	4,000	4
31	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興課	500	7,000	14
小 計				91,800	73

No.	資料名	主管課名	単価	金額	販売数
32	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 3～7	とよなか都市創造研究所	840	0	0
33	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 8～10	〃	1,000	0	0
34	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 11～13	〃	1,000	1,000	1
35	廃棄物に関する意識・行動調査ーライフスタイルの視点からー(1)	〃	400	0	0
36	〃 (資料編)	〃	400	0	0
37	〃 (2)	〃	400	0	0
38	IT産業振興”とよなかモデル”ー税収の安定確保に向けてー	〃	400	0	0
39	地域社会に求められる生活支援システムの再構築	〃	400	0	0
40	千里ニュータウン住宅地再生に向けた提言	〃	400	0	0
41	高齢者の生活保護等に関する意識調査	〃	400	0	0
42	市民公益活動を促進する条例の類型比較 ～新しいコミュニティづくりのために	〃	400	0	0
43	都市交通から見た豊中市の政策課題	〃	400	0	0
44	豊中市の廃棄物行政における市民参加の検討	〃	400	0	0
45	いわゆる『孤独死』問題についての考察	〃	100	0	0
46	地方自治体における福祉サービスの評価のあり方についての考察	〃	300	0	0
47	都市交通から見た豊中市の政策展開の考察 ー豊中市における総合交通政策の展開に向けてー	〃	400	0	0
48	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 ー市民による政策評価指標づくりー	〃	500	0	0
49	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題2 ー円卓会議への情報提供のあり方ー	〃	500	0	0
50	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題3 ー市民の生活感覚の把握からまちの判断へー	〃	500	0	0
51	豊中市における保育所政策の財政的特長と課題	〃	500	0	0
52	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 ー先行事例研究と豊中市の地域資本調査ー	〃	500	500	1
53	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査Ⅱ ー市民意識調査と先行自治体事例から見るコミュニティ行政の課題ー	〃	500	500	1
54	交通政策における広域連合制度の可能性について	〃	500	0	0
55	豊中市における地域特性の再検討	〃	500	0	0
56	とよなか市民の暮らしと意識ー生活者の視点からー	〃	400	0	0
57	千里ニュータウンの暮らしの変化とまちづくりに関する調査報告書	〃	500	0	0
58	市民感覚に基づく都市情報データベースの構築に向けた提言	〃	500	0	0
59	豊中市の地域コミュニティづくりに向けて	〃	500	500	1
60	次世代を担う豊中市職員の人材育成のあり方に関する基礎研究	〃	300	300	1
61	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究	〃	500	500	1
62	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究2	〃	500	0	0
63	基礎自治体の自律性に関する研究	〃	500	0	0
64	政策立案に資する都市情報データベース構築への提言	〃	500	0	0
65	市民のまちづくりへのかかわり方に関する研究 ー豊中市行政の施策・事業等における市民のかかわり状況調査ー	〃	500	500	1
	小計			3,800	7
	合計			95,600	80

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	20年度まで	21年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(42.5%) 82,644	(38.8%) 2,452	(42.4%) 85,096
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(2.6%) 4,999	(0.0%) 2	(2.5%) 5,001
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(0.9%) 1,797	(0.0%) 0	(0.9%) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(11.3%) 21,919	(27.3%) 1,729	(11.8%) 23,648
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.2%) 4,199	(0.0%) 3	(2.1%) 4,202
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.3%) 8,285	(1.0%) 61	(4.2%) 8,346
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルリング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(4.5%) 8,734	(3.1%) 194	(4.4%) 8,928
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(13.1%) 25,414	(26.8%) 1,694	(13.5%) 27,108
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.4%) 4,616	(0.7%) 44	(2.3%) 4,660
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(5.3%) 10,372	(1.5%) 93	(5.2%) 10,465
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(0.9%) 1,713	(0.1%) 5	(0.9%) 1,718
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.1%) 4,115	(0.1%) 9	(2.1%) 4,124
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(7.9%) 15,427	(0.6%) 41	(7.7%) 15,468
合計		194,234	6,327	200,561

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかもっぷ
②国の刊行物	国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成21年度)

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成22年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議 (部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	6	公 開	4
2	防災会議	附属機関	危 機 管 理 室	未開催	公 開	0
3	国民保護協議会	附属機関	危 機 管 理 室	未開催	公 開	0
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附属機関	総 情 報 務 公 開 課	5	一部非公開	0
5	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総 情 報 務 公 開 課	4	非 公 開	-
6	特別職報酬等審議会	附属機関	総 人 材 務 育 成 部 室 課	1	公 開	0
7	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附属機関	総 人 材 務 育 成 部 室 課	2	非 公 開	-
8	非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	総 人 材 務 育 成 部 室 課	未開催	非 公 開	-
9	施設総合管理業務委託にかかる総合評価一 般競争入札審査委員会	附属機関	総 契 約 務 検 査 部 室	4	非 公 開	-
10	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附属機関	人 権 文 化 部 課	3	一部非公開	1
11	豊中市同和問題解決推進協議会	附属機関	人 権 文 化 部 課	3	一部非公開	0
12	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人 権 文 化 部 課	休止	-	-
13	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人 権 文 化 部 課	1	一部非公開	-
14	男女共同参画審議会	附属機関	人 権 文 化 部 課	2	公 開	2
15	外国人市民会議	準ずる機関	人 権 文 化 部 室	5	公 開	6
16	文化芸術振興審議会	附属機関	人 権 文 化 部 室	1	公 開	0
17	総合計画審議会	附属機関	政 策 企 画 部 室	7	公 開	24
18	公共事業再評価委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室	3	公 開	0
19	第3次豊中市総合計画後期基本計画におけ る評価・進行管理に関する市民会議(※ 1)	準ずる機関	政 策 企 画 部 室	未開催	公 開	0
20	市民公益活動推進委員会 (部会有)	附属機関	政 策 企 画 部 室	9	一部非公開	30

平成22年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
21	地域自治システム調査検討委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 コ ミ ュ ニ テ イ 政 策 室	4	公 開	21
22	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 情 報 政 策 室	未開催	公 開	0
23	とよなか都市創造研究所運営委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 と よ な か 都 市 創 造 研 究 所	2	非 公 開	-
24	環境審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	4	公 開	16
25	環境保全審査会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	4	公 開	4
26	都市デザイン委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	未開催	公 開	0
27	E S Tモデル事業推進委員会	準ずる機関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	1	公 開	3
28	豊中市都市景観行為規制判定委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	1	一部非公開	0
29	廃棄物減量等推進審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 廃 棄 物 減 量 推 進 課	2	公 開	6
30	労働問題協議会	準ずる機関	市 民 生 活 部 室 地 域 経 済 振 興 室	休止	—	-
31	個別労働関係紛争調査委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 室 地 域 経 済 振 興 室	4	一部非公開	0
32	労働会館運営委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 室 地 域 経 済 振 興 室	1	公 開	0
33	消費生活審議会	附 属 機 関	市 民 生 活 部 課 消 費 生 活 課	1	一部非公開	0
34	千里文化センター市民運営会議	準ずる機関	市 民 生 活 部 一 千 里 文 化 セ ン タ ー	10	公 開	26
35	民生委員推薦会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 地 域 福 祉 課	2	非 公 開	-
36	健康福祉審議会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 地 域 福 祉 課	2	公 開	3
37	健康福祉サービス苦情調整委員会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 地 域 福 祉 課	4	非 公 開	-
38	障害者施策推進協議会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 障 害 福 祉 課	3	公 開	23
39	介護給付費等支給審査会（※2）	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 障 害 福 祉 課	12	非 公 開	-
40	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課 障 害 福 祉 セ ン タ ー 一 障 害 福 祉 セ ン タ ー ひ ま わ り	1	公 開	0

平成22年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
41	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	4	非公開	-
42	介護認定審査会（※3）	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	12	非公開	-
43	介護保険事業運営委員会 （部会有）	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	7	一部非公開	14
44	介護保険施設・地域密着型サービス事業者 候補選定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	6	非公開	-
45	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 支援室	12	非公開	-
46	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 支援室	3	公開	3
47	公害健康被害診療報酬審査委員会	準ずる機関	健康福祉部 支援室	11	非公開	-
48	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 支援室	未開催	非公開	-
49	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 支援室	未開催	非公開	-
50	食育推進協議会	準ずる機関	健康福祉部 支援室	2	公開	1
51	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 保険窓口センター	3	公開	4
52	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	子ども未来部 子育て支援課	5	公開	19
53	都市計画審議会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	2	公開	2
54	建築審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	3	一部非公開	0
55	開発審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	2	一部非公開	0
56	豊中市都市計画マスタープラン策定検討委員会	準ずる機関	まちづくり推進部 都市計画課	4	公開	3
57	豊中都市計画事業野田土地区画整理審議会	附属機関	まちづくり推進部 市街地整備室	休止	一部非公開	-
58	まちづくり専門家会議	附属機関	まちづくり推進部 まちづくり支援課	1	公開	0
59	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	休止	非公開	-
60	中高層建築物等紛争あっせん委員会 （部会有）	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	7	非公開	-

平成22年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
61	中高層建築物等紛争調停委員会 (部会有)	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	未開催	非公開	-
62	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務管理課	2	公開	5
63	上下水道事業運営審議会	附属機関	上下水道局 経営企画課	1	公開	1
64	学校教育審議会	附属機関	教育委員 企画策室	3	公開	2
65	教育振興計画検討会議	準ずる機関	教育委員 企画策室	6	公開	7
66	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	学校教育委員 保健体育課	未開催	非公開	-
67	幼児教育振興審議会	附属機関	教育委員 幼児教育課	2	公開	0
68	教育センター運営委員会	準ずる機関	教育委員 教育センター	2	公開	0
69	社会教育委員会議	附属機関	教育委員 生涯学習推進課	3	公開	0
70	文化財保護審議会	附属機関	教育委員 生涯学習推進課	2	一部非公開	0
71	放課後子どもプラン運営委員会	準ずる機関	教育委員 生涯学習推進課	4	公開	6
72	市立図書館協議会	附属機関	教育委員 生涯学習推進課 岡町図書館	4	公開	5
73	市立図書館評価検討委員会	準ずる機関	教育委員 生涯学習推進課 岡町図書館	4	公開	4
74	公民館運営審議会	附属機関	教育委員 生涯学習推進課 中央公民館	4	公開	1
75	スポーツ振興審議会	附属機関	教育委員 生涯学習推進課 スポーツ振興課	2	公開	0
76	小作料協議会	附属機関	農業委員 事務局	未開催	非公開	-
	附属機関	51		152		146
	準ずる機関	25		85		100
	合計	76		237		246

注)

※1 平成21年5月31日付廃止

※2 介護給付費等支給審査会は、72回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※3 介護認定審査会は、462回開催されていますが、1月毎に1回としています。

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

VI. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成21年8月24日～平成23年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学名誉教授	
副 会 長	園 田 寿	大学院教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	小早川 謙 一	商工会議所専務理事	
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	宮 下 幾久子	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	三 宅 英 二	連合豊中議長	21年6月30日から
〃	松 倉 信 之	連合豊中議長	21年5月7日まで
〃	井 上 典 之	大学院教授	
〃	加 賀 有津子	大学院教授	
〃	高 橋 明 男	大学院教授	21年8月24日から
〃	吉 川 正 史	大学准教授	21年8月23日まで
〃	鈴 木 和 子	市民 (公募)	21年8月24日から
〃	高 田 耕 平	市民 (公募)	21年8月24日から
〃	木 下 敬 子	市民 (公募)	21年8月23日まで
〃	下 村 淳 美	市民 (公募)	21年8月23日まで

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員：改選前7人、改選後6人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成22年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第 1 回)	運用状況の報告
	9月16日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第 5 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 運用状況の報告
	10月19日	(第 2 回)	会長等の選出について 住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知制度について

		防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
12月 9日	(第3回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
2月10日	(第4回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
3月23日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて

計 64回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成21年10月1日～平成23年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	佐 野 久美子	弁 護 士	21年9月30日まで 会長代理
〃	木 村 修 治	〃	21年9月30日まで
会長代理	塩 川 茂	〃	21年10月1日から 会長代理
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 教 授	
〃	前 田 雅 子	〃	21年10月1月から

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成22年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか	
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ	
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告	
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）	
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査	
	5月23日	(第8回)	〃	
	6月10日	(第9回)	〃	
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査	
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	11月25日	(第2回)	〃	
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）	
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）	
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	3月21日	(第6回)	〃	
	4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
		5月26日	(第8回)	〃
		6月29日	(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
		7月28日	(第10回)	〃
		8月24日	(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか	
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
1月19日		(第14回)	〃	
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明	
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
3月12日		(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度		4月 9日	(第1回)	〃

4月27日	(第2回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
5月12日	(第3回)	〃 答申案の検討
6月7日	(第4回)	住宅対策課及び教育委員会総務課による公文書の説明等
6月22日	(第5回)	学校保健課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
7月5日	(第6回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
7月22日	(第7回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び監査委員事務局所管の局異議申立てに関する答申案の検討
8月4日	(第8回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び答申案の検討
8月25日	(第9回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
9月6日	(第10回)	〃
10月4日	(第11回)	〃
10月21日	(第12回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する審査
11月11日	(第13回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する答申案の検討
12月3日	(第14回)	〃
12月13日	(第15回)	〃
1月18日	(第16回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
2月14日	(第17回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
3月9日	(第18回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述

6年度	4月22日	(第1回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	5月18日	(第2回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	6月8日	(第3回)	指導課所管の審査請求に関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	6月24日	(第4回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査及び指導課所管の審査請求に関する審査
	7月19日	(第5回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	8月29日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	10月7日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述 〃 実施機関の口頭説明

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について 情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取

計 136回開催

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

公布	平成13年	4月2日	条例第28号
沿革	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
 - 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
 - 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
 - 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者

- (5) 市税の納税義務者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報
- （部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- （公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- （行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- （開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。
- （開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が

定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

（行政文書の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

（行政文書の目録の作成及び閲覧）

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19.3.30条例8）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20.3.26条例3抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月31日	条例第7号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	収集等の一般的制限（第6条）
第2節	個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節	個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	自己情報の開示等
第1節	自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節	訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
第5章	苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章	雑則（第59条—第62条）
第8章	罰則（第63条—第69条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)

(実施機関の役割)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用除外)

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例(昭和26年大阪府条例第27号)第2条第1号に規定する統計調査によって集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
 - (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかななければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。
- (2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
- (2) 試験的又は一時的に用いるもの
- (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
- (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報（第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には、開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしていないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
 - 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしていないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。
(費用負担)

第 30 条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
(他の制度との調整)

第 31 条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。
- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

第 33 条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。
(利用及び外部提供の停止)

第 34 条 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第 35 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 36 条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第 37 条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 38 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第 39 条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日

（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第 40 条 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第 42 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
（削除等請求の手続）

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。
（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。
（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

第48条 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があつた日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等をするものとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

- 第 61 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

- 第 62 条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第 8 章 罰則

- 第 63 条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 第 64 条** 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 65 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 66 条** 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 第 67 条** 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 第 68 条** 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第 69 条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成13. 4. 2条例28抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則（平成17. 4. 1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則（平成19. 3. 23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行]

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開の可否
 - (4) 公開した場合は、傍聴者数
 - (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
 - (6) 出席者
 - (7) 議題
 - (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
 - (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。
 - 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。
 - 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成22年（2010年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653